

**那須塩原市統合型・公開型 GIS システム構築及び運用保守業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 目的

各部署が保有している地理空間情報を市内で共有できるプラットフォームとして統合型 GIS を構築し、またそれらの一部を公開型 GIS で公開することにより、市民サービスの利便性向上及び行政の業務効率化を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称：那須塩原市統合型・公開型 GIS システム構築及び運用保守業務

(2) 業務の内容：別紙「那須塩原市統合型・公開型 GIS システム構築及び運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

構 築：契約日の翌日から令和 8 年 2 月 2 8 日

運用保守：令和 8 年 3 月 1 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日

(4) 提案上限額

1 3 8, 4 0 3, 0 0 0 円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「税込」という。)

(注 1) 令和 7 年度に発生する費用の上限額は 7 9, 4 0 3, 0 0 0 円 (税込)

(注 2) 構築業務にかかる費用の上限額は 7 8, 4 0 3, 0 0 0 円 (税込)

※本件は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときには、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

※本件は、国の令和 6 年度補正事業「新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型(TYPE1)」の採択決定（3 月中旬頃内示予定）を受けることを前提とした年度開始前の事前手続きであり、不採択の場合は、契約を締結しないものである。

(5) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市企画部デジタル推進課デジタル政策担当（担当：笹沼、高久）

〒3 2 9 - 2 7 9 2 栃木県那須塩原市あたご町 2 番 3 号

電話：0 2 8 7 - 4 8 - 7 8 5 2

e-mail：digital@city.nasushiobara.tochigi.jp

3 応募条件

(1) 応募要件

ア 単独又はグループでの応募とする。

イ 応募者（グループの場合、全ての構成員）は日本国内の事業者に限る。

ウ グループは、全ての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。

エ 一つのグループの構成員は、他のグループの構成員となることができない。

(2) 応募者の資格要件

①地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

②地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。

③那須塩原市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

④会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。

⑤役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

⑥業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

4 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和7年2月 5日(水)
イ 質疑書提出期限	令和7年2月18日(火)午後1時まで
ウ 質疑回答	令和7年2月21日(金)
エ 参加申請書提出期限	令和7年2月28日(金)午後1時まで
オ 企画提案書提出期限	令和7年3月17日(月)午後1時まで
カ プレゼンテーション	令和7年3月27日(木)・28日(金)
キ 審査結果通知・公表	令和7年4月7日(月)予定

(2) 参加申請書の提出

- ア 提出期限 令和7年2月28日(金)午後1時まで(必着)
- イ 提出書類 ①参加申請書(様式第1号) 代表者印を押印したもの1部
②参加資格要件確認書(様式第2号) 構成員毎に1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 2(5)に同じ。
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届(様式第3号)を持参、電子メール又は郵送により提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書(様式第4号)により受け付ける。

- ア 提出期限 令和7年2月18日(火)午後1時まで(必着)
- イ 提出先 2(5)に同じ。
- ウ 提出方法 電子メールにより提出。質疑書を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。
件名: GIS: +送信年月日[yyyymmdd] + (参加者名称)
【例】株式会社△△△△が令和7年2月18日に質疑書を送付した場合
GIS: 20250218 株式会社△△△△
- エ 質疑回答 質疑への回答は、市のホームページにて公開する。
ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。
- オ 質疑回答予定日 令和7年2月21日(金)

(4) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和7年3月17日(月)午後1時まで(必着)
- イ 提出書類
①履行実績等(様式第5号)
履行実績等の添付書類については、構成員毎に提出することとし、可能な限りA4サ

イズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

②業務実施体制図（様式第6号）

③企画提案書かがみ（様式第7号）代表者印を押印したもの

④提案書（任意様式）

・提案書はA4（縦及び横：両面印刷：長編綴じ）とし、各ページ下部にページ番号を記載すること。

・記載内容は、業務を実施する際の方針を簡潔に記載し、その他仕様書で求めた項目及び「評価基準」にて示す評価の視点に沿って記載すること。

⑤機能要件等一覧（統合型GIS・公開型GIS）（別紙1）

⑥価格提案書（様式第8号）代表者印を押印したもの

ウ 提出部数 正本1部 電子媒体（DVD-R又はCD-R）1部（電子データは押印省略可）

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 2（5）に同じ。

5 評価方法等

（1）評価基準

別表「評価基準」のとおり

（2）評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ プレゼンテーションの日程は、令和7年3月19日（水）までに電子メールにより通知する。

（3）提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和7年3月27日（木）・28日（金）を予定

イ 開催場所 那須塩原市役所 東庁舎 901会議室

※詳細については（2）エの通知に記載する。

ウ 時間 提案者毎の時間は、75分（プレゼンテーション45分、質疑応答30分）とする。デモ（実機、動画）を行う場合、デモに要する時間は、プレゼンテーションの時間に含む。

エ 参加人数 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

オ 注意事項

①発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。

②プレゼンテーションに当たって、市で用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

③プレゼンテーションは企画提案書を基に行うこと。

④企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提

案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、7部用意すること。

(4) 結果通知

評価結果は、令和7年4月7日（月）までに書面による通知を送付する。同日までに通知を送付できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

6 契約の締結

契約候補者の選定後、最終的な契約内容および金額については、契約候補者と本市の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

7 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が3（2）に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (7) 本運用保守業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とするため、翌年度以降の予算が減額され、若しくは削除され、又は成立しなかったときは契約を解除することができる条項（解除条項）を契約書中に設定する。
- (8) 本件は、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。